

○香川県警察における沿革等の記録に関する訓令

平成 18 年 3 月 29 日

警察本部訓令第 9 号

改正 平成 19 年 3 月 30 日本部訓令第 13 号、平成 23 年 3 月 25 日本部訓令第 1 号、令和元年 6 月 13 日本部訓令第 4 号、令和 3 年 5 月 27 日本部訓令第 13 号、令和 3 年 8 月 25 日本部訓令第 15 号、令和 5 年 12 月 7 日本部訓令第 22 号、令和 8 年 3 月 19 日本部訓令第 2 号

香川県警察における業務等の記録に関する訓令を次のように定める。

香川県警察における沿革等の記録に関する訓令

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、香川県警察における沿革、重要な事件事故その他歴史資料の編さんに資する事項の記録に関し必要な事項を定めるものとする。

(沿革誌)

第 2 条 香川県警察本部の課、隊若しくは所、香川県警察学校又は警察署（以下「所属」という。）の長（以下「所属長」という。）は、所属の沿革を明らかにするため、別表に掲げる事項を基準として会計年度ごとに沿革事項を記録しておかなければならない。

2 前項の規定による記録は、香川県警察本部の課、隊及び所並びに香川県警察学校にあっては別記様式第 1 号の、警察署にあっては別記様式第 2 号の沿革誌を作成して行うものとする。

3 香川県警察本部警務部警務課長（以下「警務課長」という。）は、前項の沿革誌について、その写しを提出させ、内容を確認するものとする。

(重要年表)

第 3 条 警務課長は、香川県警察に関する歴史資料の編さんに資するため、別表に掲げる事項を暦年ごとに記録しておかなければならない。

2 前項の規定による記録は、別記様式第 3 号の重要年表を作成して行うものとする。この場合において、重要年表の表紙については、同様式を基準として必要な修正を加えることができる。

3 香川県警察本部生活安全部生活安全企画課長、香川県警察本部刑事部刑事企画課長、香川県警察本部交通部交通企画課長及び香川県警察本部警備部公安課長は、毎年 2 月末日までに、別表に掲げる事項であって、当該課が属する部におけるもののうち、前年のものについてとりまとめ、その内容を記載した書面を警務課長に提出しなければならない。

4 所属長（警務課長及び前項の課長を除く。）は、警務課長及び前項の課長が行う重要年表の作成のための事務に協力しなければならない。

附 則

この訓令は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 30 日本部訓令第 13 号）

この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 3 月 25 日本部訓令第 1 号）

この訓令は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年6月13日本部訓令第4号）

- 1 この訓令は、令和元年7月1日から施行する。
- 2 改正前の訓令で定める様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

附 則（令和3年5月27日本部訓令第13号）

この訓令は、令和3年6月1日から施行する。

附 則（令和3年8月25日本部訓令第15号）

- 1 この訓令は、令和3年8月25日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際現に作成されている改正前の別記様式第1号又は別記様式第2号による沿革誌は、それぞれ改正後の別記様式第1号又は別記様式第2号による沿革誌とみなす。

附 則（令和5年12月22日本部訓令第22号）

この訓令は、令和6年1月1日から施行し、令和5年度の沿革誌及び令和5年の重要年表から適用する。別表（第2条、第3条関係）

附 則（令和8年3月19日本部訓令第2号）

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

（別表及び別記様式 省略）